

新潟市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目的

本事業は、市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置することにより、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施することとする。また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業は、市長が指定した病院で実施するものとする。ただし、当該病院は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

3 指定

センターへの指定を受けようとする病院は、指定申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。市長は、当該病院が本事業を実施することが適当と認められる場合は、指定通知（別記第2号様式）により指定するものとする。

指定期間は原則、指定の日から3年を超えない年度末までの期間とする。ただし、継続して申請をする場合で、指定期間終了前に申請をした時は、指定期間終了の翌日から3年を超えない年度末までの期間とする。

4 指定基準

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下（1）及び（2）の基準を満たすものとする。

（1）専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専門電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師が1名以上配置されていること。

（イ）公認心理士または臨床心理士等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

（ウ）医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。

（ア）認知症の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

（イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

（2）地域連携推進機関としての要件

ア 地域の連携体制強化のため、市医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された認知症疾患医療連絡協議会（当該センターの所属する二次医療圏域等における関係者の連絡会議。市において、同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、当該会議の活用で可）を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行う。

イ 地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

ウ 認知症サポート医要請研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、または他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

5 事業内容

（1）専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- (ア) 初期診断
- (イ) 鑑別診断
- (ウ) 治療方針の選定
- (エ) 入院先紹介
- (オ) かかりつけ医等との診療情報の共有
- イ 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応
 - (ア) 認知症の行動・心理症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）
 - (イ) 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握
- ウ 専門医療相談
 - (ア) 初診前医療相談
 - a 患者家族等の電話・面談照会
 - b 医療機関等紹介
 - (イ) 情報収集・提供
 - a かかりつけ医等医療機関との連絡調整
 - b 保健所、福祉事務所等との連絡調整
 - c 地域包括支援センターとの連絡調整
 - d 認知症初期集中支援チームとの連絡調整
- (2) 地域連携拠点機能
 - ア 認知症疾患医療センター地域連絡会議の設置及び運営
 - 市医師会など地域の保健医療関係者、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議の設置及び運営
 - イ 研修会の開催
 - 地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等
- (3) 診断後等支援機能
 - 認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域保健福祉センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情に応じて、以下のア・イのいずれか又は両方の取り組みを行う。
 - ア 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援
 - かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図れるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、必要な相談支援を実施する。
 - イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催
 - 既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポ

ート活動を実施する。

(4) 事業の着実な実施に向けた取り組みの推進

県又は市が実施する次の事業の推進を支援するものとする。

ア 都道府県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

イ 事業の取り組みに関する評価等の実施

ウ センター事業に携わる職員の研修等の推進

6 実績報告

センターの管理者はセンターで実施した事業に関する年間実績を、別記第3号様式に別添資料を添えて当該年度末（各年3月31日）までに、市長に報告するものとする。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

新潟市長 様

名称及び代表者氏名

新潟市認知症疾患医療センターの指定に係る申請書

標記について、新潟市認知症疾患医療センターの指定を希望するので、別添資料を添えて申請します。

別記第2号様式

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

新潟市認知症疾患医療センター事業指定について(通知)

年 月 日付けで申請のこのことについて、その内容を審査した結果、適当と認められるので、新潟市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱により指定します。

指定期間 年 月 日から 年 月 日

別記第3号様式

年 月 日

新潟市長 様

所在地
法人名
代表者

年度新潟市認知症疾患医療センター運営事業 年度実績報告書

年 月 日付で委託を受けた標記事業について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 実施報告書 別添資料のとおり
- 2 経費積算書